

知名町告示 49 号

知名町まちづくり活動支援事業補助金交付要綱を以下のとおり定めた。

令和5年6月26日

知名町長 今井 力夫

知名町まちづくり活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、町民が主体的・自発的に行う公益活動を支援することにより、地域の活性化を目指し、共生・協働のまちづくりを推進するため、知名町まちづくり活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、知名町補助金等交付規則（令和4年知名町規則第2号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第2条** 補助金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 知名町内に活動拠点を有し、町内を中心に活動している団体であること。この場合において、法人格の有無は問わないこととする。
- (2) 5人以上の会員で組織し、活動が継続できる体制であること。
- (3) 団体の運営に関する規約又は会則等があること。
- (4) 団体を設立して2年以上であること。
- (5) 応募した事業の企画から実施及び結果報告まで責任を持って実行できること。
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 団体が法人の場合は町税等の滞納がないこと。
- (9) その他公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(補助対象事業)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体が自ら企画し実施する事業及び地域社会の課題の解決につながる事業で、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 知名町内で実施され、活動の主たる効果が知名町又は、沖永良部島内で生じるもの
- (2) 団体が自主的かつ主体的に取り組む新たな活動で、その後の継続性が認められるもの
- (3) 当該年度内に完了する事業であること。ただし、調査から実施を行う場合は最大で2年以内に完了する事業
- (4) 補助対象事業の実施に必要な物品は原則町内事業所で購入すること。ただし、町内事業所で購入等ができない場合は、理由書を提出すること。

(補助対象事業の公募)

**第4条** 町長は、補助対象事業の募集要項を作成し、期間を定めて公募するものとする。

(補助対象経費)

**第5条** 補助金の交付の対象となる経費は、別表1とし、次の各号に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持費
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- (3) 工事請負費
- (4) 備品購入費

(5) その他町長が不相当と認める経費

(補助金の額)

**第6条** 補助金の総額は、毎年度予算で定めた額以内とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に、100分の100を乗じて得た額で、補助下限は100,000円とし、補助上限額を500,000円とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 算定した補助金の額と当該補助対象事業に係る収入の合計額が、補助対象経費の額を上回る場合は、算定した補助金の額から当該上回る額を減額して交付するものとする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 前項の補助対象事業に係る収入とは、他補助金、委託料、寄附金、参加料、入場料及び雑入をいう。

(計画書の提出)

**第7条** 申請団体は、知名町まちづくり活動支援事業計画書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、第4条で指定する期日以内に、町長に提出しなければならない。

(1) 事業収支予算書(第2号様式)

(2) 事業概要調書(第3号様式)

(3) 規約又は会則の写し

(4) 町税納税証明書

(5) その他町長が必要と認める書類

2 申請団体は当該年度につき1事業のみ、企画提案することができる。

(計画の審査、結果通知)

**第8条** 町長は、前条に規定する書類の提出を受けた事業について、別表2に定める選定の基準に基づき審査を行い、補助対象事業を選定するものとする。

2 町長は、申請団体に対し、審査結果を知名町まちづくり活動支援事業補助金計画審査通知書(第4号様式)により通知する。

(変更対象)

**第9条** 補助対象団体は、補助金交付決定通知を受けた補助対象事業の内容を変更する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。ただし、交付決定額を超える変更は認めないものとする。

(1) 実施する事業の内容を変更しようとするとき(軽微なものを除く。)

(2) 補助対象経費額の30パーセントを超える変更をしようとするとき。

(実績報告)

**第10条** 補助対象団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、知名町まちづくり活動支援事業補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業収支精算書(第6号様式)

(2) 領収書の写し、出納簿、成果物等

(3) その他関係書類

(補助金の交付)

**第11条** 補助金は、前条の規定による実績報告書の提出後、補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、事業の遂行上必要があると町長が認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(補助対象事業の実績の公表)

**第12条** 町長は、補助事業者の名称、代表者の氏名、補助対象事業の内容及び補助金の交付額を町の広報誌、ホームページその他適切な方法により公表するものとする。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1

対象経費

| 項目 |          |
|----|----------|
| 1  | 謝金       |
| 2  | 旅費       |
| 3  | 需用費      |
| 4  | 委託料      |
| 5  | 使用料及び賃借料 |
| 7  | 負担金      |
| 8  | その他      |

別表 2

## 知名町まちづくり活動支援事業選定基準

| 番号 | 内容                       | 配点  |
|----|--------------------------|-----|
| 1  | 団体要件は満たしているか             | 10  |
| 2  | 課題は的確にとらえているか            | 20  |
| 3  | 課題解決手法は理にかなっているか         | 20  |
| 4  | 成果指標は妥当な目標かつ、算出方法をとっているか | 10  |
| 5  | 事業費経費は町内で購入できるものか        | 10  |
| 6  | 実施体制は、適正な規模で関係者が含まれているか  | 10  |
| 7  | 実施後の展開が具体的か              | 5   |
| 8  | 予算の積算は妥当であるか             | 5   |
| 9  | 実施場所は町内か                 | 5   |
| 10 | 提出書類に不備はないか              | 5   |
| 合計 |                          | 100 |

\*合計が80点以上は、採択とする。

\*合計が61点から79点の間は、附帯事項をつけ採択とする。

\*合計が60点以下は、不採択とする。

第1号様式(第7条関係)

知名町まちづくり活動支援事業計画書

年月日

知名町長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者名

年度知名町まちづくり活動支援事業計画書について、下記のとおり提出します。

1. 事業の名称
2. 補助事業等に要する経費 金 円
3. 補助金等交付要望額 金 円
4. 事業概要 別紙のとおり

(添付書類)

事業収支予算書(第2号様式)

事業概要調書(第3号様式)

規約又は会則の写し

町税納税証明書(町税の滞納がないことが分かるもの、非課税の場合は不要)

第2号様式(第7条関係)

事業収支予算書

収入の部 単位：円

| 区分   | 予算額 | 備考 |
|------|-----|----|
| 本補助金 |     |    |
| 自己資金 |     |    |
| 他補助金 |     |    |
| 寄附金  |     |    |
| 委託料  |     |    |
| 参加料  |     |    |
| 入場料  |     |    |
| 雑入   |     |    |
| 合計   |     |    |

支出の部 単位：円

| 区分       | 予算額 | 備考 |
|----------|-----|----|
| 謝礼       |     |    |
| 旅費       |     |    |
| 需用費      |     |    |
| 委託料      |     |    |
| 使用料及び賃借料 |     |    |
| 負担金      |     |    |
| その他      |     |    |
| 合計       |     |    |

- \* 1 不要な行は削除すること
- \* 2 備考欄に積算内容を記載すること  
 なお、積算内容が備考欄に収まらない場合は、任意様式にて提出すること

事業概要調書

- 1 事業内容
- 2 事業を実施することで、解決する課題
- 3 成果指標
- 4 事業実施期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 5 開催場所
- 6 実施体制
- 7 対象者
- 8 周知方法



年 月 日

知名町まちづくり活動支援事業補助金計画審査通知書

団体名

代表者名 様

知名町長 印

本町の行政運営につきましては、格別なご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、標記件名について 年 月 日に提案頂いた下記事業について、審査結果をお  
伝えいたします。

記

1 事業名

2 審査結果 採択 ・ 不採択

3 附帯事項

\*採択の場合は、周知媒体に本事業を活用している旨を記載すること。

年 月 日

知名町まちづくり活動支援事業補助金実績報告書

知名町長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者名

知名町まちづくり活動支援事業が完了しましたので、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 事業名
- 2 実施した内容
- 3 事業を実施したことで、解決した課題
- 4 成果指標
- 5 事業実施期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 6 開催場所
- 7 本事業実施後の展開について
- 8 その他  
\*参加者がある行事を実施した場合は、人数を記載すること。
- 9 添付書類
  - ・ 出納簿（領収書の写し）
  - ・ 成果物等
  - ・ その他関係書類

## 第6号様式(第10条関係)

## 事業収支精算書

## 収入の部

単位：円

| 区分   | 決算額<br>A | 予算額<br>B | 増減<br>A-B | 備考 |
|------|----------|----------|-----------|----|
| 本補助金 |          |          |           |    |
| 自己資金 |          |          |           |    |
| 他補助金 |          |          |           |    |
| 寄附金  |          |          |           |    |
| 委託料  |          |          |           |    |
| 参加料  |          |          |           |    |
| 入場料  |          |          |           |    |
| 雑入   |          |          |           |    |
| 合計   |          |          |           |    |

## 支出の部

| 区分       | 決算額<br>A | 予算額<br>B | 増減<br>A-B | 備考 |
|----------|----------|----------|-----------|----|
| 謝礼       |          |          |           |    |
| 旅費       |          |          |           |    |
| 需用費      |          |          |           |    |
| 委託料      |          |          |           |    |
| 使用料及び賃借料 |          |          |           |    |
| 負担金      |          |          |           |    |
| その他      |          |          |           |    |
| 合計       |          |          |           |    |

\* 1 不要な行は削除すること

\* 2 備考欄は、領収書の写し等の資料番号を記載すること